

お知らせ

令和7年経営事項審査申請の受付について（その1）

滋賀県土木交通部監理課

令和7年の経営事項審査申請の受付を次のとおり実施します。

1 審査の対象

建設業に係る滋賀県知事の許可を有する者のうち、経営事項審査を希望する者。

2 書面による申請の受付時期と受付場所

決算期ごとに次表に掲げるとおりです。

なお、受付日および受付場所については事情により変更する場合があります。また県庁への交通手段は、公共交通機関をご利用ください。

令和7年経営事項審査申請等受付時期（対象：令和6年10月～令和6年12月決算法人、個人事業者）

審査対象者 所在市・郡	法人 個人	審査基準月 （決算月）	申請日	受付場所	新規申請者、決算期変更の生じた者等の電話予約受付期間 （閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））
大津市	法人	令和6年10月	令和7年3月5日（水）	大津合同庁舎3階3A会議室	令和7年2月5日（水）～令和7年2月26日（水）
	個人	11月、12月	令和7年4月14日（月）、15日（火） 令和7年5月20日（火）		令和7年3月14日（金）～令和7年4月8日（火） 令和7年4月18日（金）～令和7年5月13日（火）
草津市 守山市 栗東市 野洲市	法人	令和6年10月	令和7年3月5日（水）	大津合同庁舎3階3A会議室	令和7年2月5日（水）～令和7年2月26日（水）
	個人	11月、12月	令和7年4月14日（月）、15日（火） 令和7年5月8日（木）		令和7年3月14日（金）～令和7年4月8日（火） 令和7年4月8日（火）～令和7年5月1日（木）
甲賀市 湖南市	法人	令和6年10月	令和7年3月4日（火）	甲賀合同庁舎1階1A会議室	令和7年2月4日（火）～令和7年2月25日（火）
	個人	11月、12月	令和7年4月10日（木） 令和7年5月14日（水）		令和7年3月10日（月）～令和7年4月3日（木） 令和7年4月14日（月）～令和7年5月7日（水）
近江八幡市 東近江市 蒲生郡	法人	令和6年10月	令和7年3月4日（火）	甲賀合同庁舎1階1A会議室	令和7年2月4日（火）～令和7年2月25日（火）
	個人	11月、12月	令和7年4月10日（木） 令和7年5月19日（月）		令和7年3月10日（月）～令和7年4月3日（木） 令和7年4月18日（金）～令和7年5月12日（月）
彦根市 愛知郡 犬上郡	法人	令和6年10月	令和7年3月6日（木）	湖東合同庁舎1階1C会議室	令和7年2月6日（木）～令和7年2月27日（木）
	個人	11月、12月	令和7年4月11日（金） 令和7年5月12日（月）、13日（火）		令和7年3月11日（火）～令和7年4月4日（金） 令和7年4月11日（金）～令和7年5月7日（水）
長浜市 米原市	法人	令和6年10月	令和7年3月6日（木）	湖東合同庁舎1階1C会議室	令和7年2月6日（木）～令和7年2月27日（木）
	個人	11月、12月	令和7年4月11日（金） 令和7年5月15日（木）、16日（金）		令和7年3月11日（火）～令和7年4月4日（金） 令和7年4月15日（火）～令和7年5月9日（金）
長浜市 （旧伊香郡）	法人	令和6年10月	令和7年3月6日（木）	湖東合同庁舎1階1C会議室	令和7年2月6日（木）～令和7年2月27日（木）
	個人	11月、12月	令和7年4月11日（金） 令和7年5月9日（金）		令和7年3月11日（火）～令和7年4月4日（金） 令和7年4月9日（水）～令和7年5月2日（金）
高島市	法人	令和6年10月	令和7年3月5日（水）	大津合同庁舎3階3A会議室	令和7年2月5日（水）～令和7年2月26日（水）
	個人	11月、12月	令和7年4月14日（月）、15日（火） 令和7年5月7日（水）		令和7年3月14日（金）～令和7年4月8日（火） 令和7年4月7日（月）～令和7年4月30日（水）

3 書面による申請の受付方法

- 令和6年中に経営事項審査を申請した方に対しては、滋賀県土木交通部監理課から受付日時および場所を指定し、通知します。
- 新規に申請を行う方、決算期変更が生じた方、組織変更後第1期の決算を終えた方等は、希望する日時および場所を予約してください。予約受付は次の専用電話番号でのみ行います。

予約専用電話番号（077）527-5678

電話予約の受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とし、受付期間は上表右欄のとおり（閉庁日を除く。）です。

- 経営規模等評価を申請する場合において変更届出書（決算）を提出していない方、総合評定値を請求する場合において経営状況分析が終了していない方は、受付できません。
- 組織変更、承継した者または知事が必要と認めた者については、上表に掲げるもののほか、滋賀県土木交通部監理課が指定した日時および場所において受付を行う場合があります。詳細については滋賀県土木交通部監理課までお問い合わせください。
- (1)により受付日時および場所を指定された方が、経営事項審査電子申請システムを利用して申請しようとする場合は、(2)の予約専用電話番号に連絡し、指定された受付日時および場所をキャンセルしてください。

4 紙による申請書類等（郵送による取扱いはいたしませんので、ご注意ください。）

申請書類については、滋賀県ホームページでダウンロードしていただくか、滋賀県土木交通部監理課および各土木事務所（支所）にて配布を受けることができます。詳細については滋賀県土木交通部監理課までお問い合わせください。

5 経営事項審査電子申請システムによる申請に係る申請日および受付方法

- 経営事項審査電子申請システムを利用して申請する方は、電子申請システムが稼働している日および時間において、電子申請システム上で申請してください。
- 申請日時を滋賀県土木交通部監理課から指定することはありません。ご自身の決算期に応じて、適宜申請してください。
- 組織変更および承継をした方については、3(4)により滋賀県土木交通部監理課までお問い合わせの上、書面による申請を行ってください。

6 問合せ先

滋賀県土木交通部監理課 TEL（077）528-4114（直通）